

入札説明書

賛育会病院
病院長 賀藤 均

社会福祉法人 賛育会 賛育会病院 電子カルテシステム・オーダーリングシステム導入及び医事会計システム
更改事業に係る一般競争入札に基づく入札については、別に定めるものの他、この入札説明書によるものと
する。

1. 公告日

令和 8 年 9 月 16 日（水）

2. 契約者

社会福祉法人 賛育会 賛育会病院

3. 担当窓口

社会福祉法人 賛育会 賛育会病院 情報開発室
池水宛

E-Mail : ikemizu.t@san-ikukai.or.jp

〒130-0012

東京都墨田区太平 3-20-2

TEL : 03-3622-1295 FAX : 03-3623-9736

4. 概要等

（1）社会福祉法人 賛育会 賛育会病院 電子カルテシステム・オーダーリングシステム導入及び医事会
計システム更改事業。

（2）仕様等
別途提案依頼仕様書による。

（3）竣工期限
令和 8 年 2 月 28 日（日）

（4）納入場所
社会福祉法人 賛育会 賛育会病院 情報開発室
〒130-0012
東京都墨田区太平 3-20-2
TEL : 03-3622-1295 FAX : 03-3623-9736

5. 入札参加資格以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
- (1) 商法の「株式会社」又は「有限会社」の法人格を有すること。
 - (2) 竣工・納品後の点検、修理、部品供給等を適切且つ迅速に行う体制を有すること。
 - (3) 次に示す経営不振の状態にないこと。
 - (ア) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生開始手続開始の申立がなされたとき。
 - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続を行ったとき。
 - (ウ) 商法（明治 32 年法律第 48 号）により会社の整理又は特別清算を開始したとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはその他暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する業者でないこと。

6. 入札参加の手続

- (1) 参加申込期間
令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 3 時 00 分迄
- (2) 提出場所
3. に示す窓口
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書（様式 1）
 - イ 参加資格を有することを証明する書類。
 - ① 法人登記簿謄本（登記事項証明書）
※発行後 3 ヶ月以内のもの。写しも可とする。
 - ② 会社案内等

以下は令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 3 時 00 分迄に提出のこと

 - ウ 要求仕様に適合した提案書及び見積書（提案依頼書参照のこと）
 - エ システム概要図
- (4) 提出方法
提出場所への持参又は郵便による。郵送の場合は（1）の期間に必着のこと。
- (5) その他
 - ア 入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 28 日（月）迄に、参加資格が認められなかった者にのみ通知する。
 - イ 仕様適合の確認結果は、令和 8 年 10 月 1 日（木）迄に、仕様適合が認められなかった者にのみ通知する。
 - ウ 提出された書類等は返却しない。

7. 入札に関する質問と回答

- (1) 入札説明書等入札関連書類について質問がある場合、次に従い質問書（様式自由）を提出すること。
 - ア 提出期限
令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 3 時 00 分
 - イ 提出場所
3. に示す窓口
 - ウ 提出方法

- 書面の提出は、提出場所への持参 又は電子メールにより行ない、アの期日に必着のこと。
- (2) (1) の質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 2 8 日 (月) 午後 3 時迄に、入札参加適合者全てにメールにより通知する。
 - (3) 本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問書については回答しない。
 - (4) 入札後、入札関連書類に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

8. 入札方法等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) 午後 4 時 3 0 分
 - イ 場所
社会福祉法人 賛育会 賛育会病院事務棟 7 階会議室
- 連絡先：社会福祉法人 賛育会 賛育会病院 情報開発室
〒130-0012
東京都墨田区太平 3-20-2
TEL：03-3622-1295 FAX：03-3623-9736
- (2) 入札書（様式自由）の提出はするものとし、それ以外の方法は認めない。尚、入札時には身分を証明出来るもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。
- (3) 入札金額は初期費用総額、5 年分保守費用総額をそれぞれ記入し消費税及び地方消費税相当額を含めた金額とする。
- (4) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印し、封入の上入札担当職員の指示に従い入札箱に投入すること。
 - ア 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職員。
 - イ 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状（様式 4）を持参の上、代理人氏名及びその者の印
- (5) 一旦提出された入札書は、引換え、変更又は取消すことはできない。
- (6) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消すこととする。
 - ア 入札参加資格のない者が提出したもの。
 - イ 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。
 - ウ 誤字、脱字、汚れ等により、文字が不明瞭なもの。
 - エ 入札件名に重大な誤りがあるもの。
 - オ その他入札説明書等において示した条件等に違反するもの。
- (7) 入札者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。
- (8) 開札は、入札者又はその代理人、契約担当者、当法人役員及び職員の立会いにより行う。
- (9) 入札場には、(8) に記載した者以外の者は立ち入ることは出来ない。
- (10) 入札者又はその代理人は、特別な事情が無い限り、指示があるまで入札場を退場することが出来ない。
- (11) 落札者の決定は次の方法により行う。

- ア 本入札は総合評価方式により行う。価格点（100 点）と機能点（100 点）の合計得点が最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格が予定価格の範囲内であること及び当方が示した仕様書の条件を充足していることを前提とする。
- イ 価格点は、各社の入札価格に応じて算定する（算定式は別途評価基準による）。機能点は、別に定める技術評価項目に基づき評価する
- ウ 落札となるべき同点の入札を行った者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- エ 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。尚、再入札の回数は 1 回とする。
- オ 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了する。

（13）入札保証金及び契約保証金いずれも免除する。

以 上